



健康を願って…

1月8日、川崎団地（写真上）、1月13日、下山（写真下）で、塞の神行事が行われました。

2日間とも、小雪のまう寒い中、するめを片手に多勢の方が参加しました。21世紀のスタートの年ということで、「今年みんなが健康でありますように」と燃え上がる炎を見つめながら、願いを込めました。



広報 **にぶがわ**

2

第592号 平成13年2月10日号

今月のページ

納税相談	2
町長と語る会	4
街かどスケッチ	10
お知らせ・情報	14
町民のうごき	17

町・県民税 所得税 納税相談

町・県民税と所得税の申告時期がきました。

町では、申告書の受付、所得の計算方法および、申告書の書き方の相談などのため、2月19日から3月15日までの間、納税相談を日程表のとおり行いますので、それぞれ定められた日に相談においでください。

なお、税務署から確定申告の通知を受けた人は、指定された日に税務署へお出かけください。

納税相談は2月19日~3月15日

納税相談日程表

受付時間 月(曜)	午前9時~11時	午後1時~4時	会場
	対 象	区 域	
2月19日(月)		中 作	西川農協升潟支所
20日(火)	上 組・中 村	三ツ屋・下 組	
21日(水)	新 田・升潟団地	大 潟	
22日(木)	浦 村	大 関	
23日(金)	升 岡・升岡団地	川 西・与兵衛野	
26日(月)	堀 上・貝 柄・三角野		
27日(火)	天 竺 堂	押 付	西川町役場
28日(水)	真 田・槇 島	矢 島	
3月1日(木)	西汰上・中 島	下 山	
2日(金)	川 崎・川崎団地	平 野・槇島団地	
3日(土)	特別相談日		
5日(月)	旗 屋		
6日(火)	六 分		
7日(水)	見 帯		
8日(木)	善 光 寺		
9日(金)	押付団地・美 里	松 崎・桑 山・新 川	
	特別相談日(午後5時30分~午後7時30分)		
11日(日)	特別相談日		
12日(月)	学校町・水道町	鯿第一区・鯿第二区・鯿第三区	
13日(火)	一番町・二番町・三番町	四番町・五番町・六番町 七番町	
14日(水)	新 栄 町	八番町・九番町・東 町	
15日(木)	朝日町・千隈町・藤見町 大正通	全 域	

申告をしなければ
ならない人とは

本年1月1日現在西川町に住
所があり、次の事項に該当する
人は、すべて町・県民税の申告
が必要です。

ただし、税務署へ確定申告書
を提出した人は、町・県民税
(事業税を含む)の申告は必要
ありません。

平成12年中の営業、農業
等の事業所得者や、大工、
左官等の人(給与所得者で

ない人)

平成12年中に地代、家賃
などの収入があった人
給与所得者で、前年中の
給与所得以外に所得(地代、
家賃、配当、外交員報酬、
原稿料、印税など)があつ
た人

給与所得者で、2か所以
上から給与を受けている人
平成12年中に退職し、年
末調整の済んでいない人
給与所得者で、平成12年
分の所得税の年末調整の際
に控除を受けなかった保険

料控除、配偶者(特別)控
除、扶養控除、雑損控除、
住宅取得等特別控除、医療
費控除などを受けようとする
人

平成12年中に、所得税の
源泉徴収を受けなかった賃
金所得者(たとえば農業従
事者で日雇い所得などのあ
る人)や家事使用人など
給与支払者から、町あて
に給与支払報告書が提出さ
れていない人

該当日に都合の悪い場合は、いつでも都合の良い日においでください。
また、勤務等の都合で平日の税務相談においでになれない方のために、
特別相談日を設けましたのでご利用ください。

問い合わせ先

役場税務課
巻税務署

88-3111
72-2355
へお気軽にどうぞ!



**国民健康保険税に
関する申告について**

国民健康保険に加入している人で、所得税、町・県民税の申告をしていない人は、国民健康保険税の申告が必要です。

**白色の事業所得者の
確定申告は**

白色申告の事業（営業・農業その他の事業等）所得者が確定申告書を提出する場合は、総収入金額及び必要経費の内容を記載した「収支内訳書」を添付することが義務付けられています。

ので、該当する人は必ず記載してください。（町・県民税申告書は、申告書裏面の「所得の明細書」を必ず記載してください）

**申告にお持ちいた
だくものは**

平成13年度分の町・県民

税申告書

印鑑（ミトメ）

所得計算に必要な帳簿書

類

生命保険・損害保険等の

掛金支払証明書

領収書では確定申告の控除

はできません。

医療費控除を受ける場合

は医療機関の発行した領収書
給与などの支払いを受けている人は、事業主の発行する源泉徴収票

**医療費控除を
受けられる方へ**

領収書等は整理してお持ちください。

領収書（レシート）等の枚数が多い場合に、整理しないで、バラバラにお持ちいただくとは非常に時間がかかりますので、「医療機関別に振り分けて、それぞれの金額を記入して」お持ちください。
補填金の額を確認しておいてください。

医療費の支払額が高額な場合や入院等の場合には、健康保険組合や共済組合又は生命保険会社等から「補填金」が支払われるケースが多くありますので、この金額を必ず確認しておいてください。

**申告書はあらかじめ
記入をしてください**

納税相談当日は、会場が混雑

します。申告書には前もって職業、電話番号等を記入してからおいでください。

**青色申告者は給与
支払報告書の提出を**

青色申告者で専従者給与を支払っている人は、支払金額に係らずすべての専従者にかかる給与支払報告書を、役場へ提出することになっています。まだ提出していない人は至急、役場税務課へ提出してください。

**税理士による還付
申告等の無料相談**

2月19日（月）（午前9時30分～午後4時）、西川町役場ふれあいルームにおいて、税理士による無料納税相談が行われます。給与所得者や年金受給者を対象とした少額な還付申告相談等を無料でいたしますので、ご利用ください。

（注）
・土地や建物の譲渡所得や贈与税の納税相談は行いません。
・確定申告書の代筆は行いません。

住みたくなる町 住んで良かった町 建設のために



町長と語る会での「ご意見

町民の皆様と町長が直接お話し合う「町長と語る会」を開催しました。
ご意見をいただいたご意見・ご要望を今月号・来月号で掲載します。なお、紙面の
都合上、一部割愛させていただきましたので、ご了承ください。
これからも町行政に対し、ご意見・ご要望がありましたら、お気軽にお寄せ
ください。
お待ちしております。

開催した日時・会場

10月30日（月）	貝柄地区集会所	10月31日（火）	西川農協升瀧支所
11月1日（水）	福祉会館	11月7日（火）	商会
11月8日（水）	西川荘	11月14日（火）	押付集落開発センター

都市基盤・生活環境

Q 駅前の駐輪場整備について、現在ある駐輪場は撤去するのか。また、新しい駐輪場が出来た際、一定期間、指導や整理をする必要があるのではないかと。

A 現在、駐輪場の整備を進めているところですが、台数の関係で新しい駐輪場だけでは置場に不足が生じることが予想されますので、現在ある2階建てのものはそのまま残し、塗装し直して利用して頂くこととしています。

また、放置自転車等の解消のための条例などを整備する予定です。これにより放置自転車等に対する措置をしていきたいと考えています。

なお、一定期間について、管理人などの配置も考えています。

Q 宅地開発が行われる際の調整池については、どのような行政指導になっているのか。

A 新潟県農地転用排水処理審査要領により、開発面積が1ヘクタール以上になる場合、調整池を作らないと許可が出ません。また、将来1ヘクタール以上の開発行為が予想される場合及び排水路の整備状況により、必要と認められる場合は、1ヘクタール未満でもこれが適用されます。

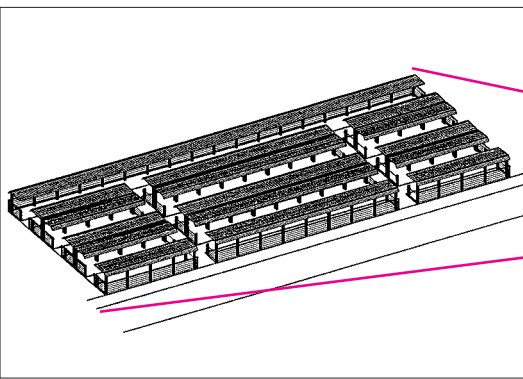
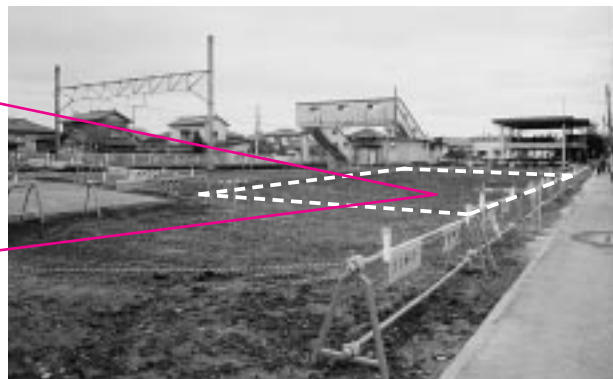
町でも、県の審査要領により開発業者にその旨を伝え協力を願っているところであります。

Q 西川町は116号に直結する道路が1本しかないが、他に計画はあるのでしょうか。

A 川崎踏切から諏訪大橋方面に進んだ所で現在交差点になっています。この交差点から国道116号方面に抜かれるように新潟県にお願いしています。

県では、今年くらいに基本調査を実施して、いろいろな実態を考慮して町と協議することになっていきます。県も財政が苦しくて、地域の新しい事業に対し

駐輪場建設地



完成予定図

て評価委員会に図り、行政効果と投資効果について検討することになっており、簡単に新しい事業に取り組まれる状況ではないと聞かされています。今後も実現できるように県に働きかけていきます。

Q 国道116号の旗屋交差点を拡幅すると聞いたのですが、いつ頃工事するのか。

A 新潟県が事業主体となり、平成12年度及び13年度で主要地方道白根・西川・巻線に右折車線を設ける工事を実施します。12年度については既に発注済で予定工期が平成13年2月14日までとなっています。

工事内容につきましては、12年度は国道の東側を着手し、現在の用水路を改修することで計画されています。13年度は国道の西側及び東側の舗装工を完成させ、国道の白線等の位置を変更し事業が完了します。

Q 栄橋の近くの花壇は、誰が管理しているのか。また、河川敷公園の管理責任はどこにあるのか。

A 栄橋付近の河川整備については、県の事業で、川を整備した場合、コンクリート

化になって非常に危険な部分があるという観点から、まず、従来の方法よりも土に親しんでいただくという方針で基本的な整備をしてみました。横島団地側の花壇は地域の人たちから川に親しんでいただきたいということで設置し、広報を通じて募集したところ、希望者は少なく、横島団地町内と新栄町町内の方々から花を植えてもらっているところがあります。

しかしながら、全部ボランティアでありますので、365日間、草のないように綺麗にすることは非常に困難であり、ある程度雑草が生えるのもやむを得ないと思います。

町としては、地元への河川愛護の普及ということで、今年度より横島団地町内をお願いして、草を刈っていただいているところがあります。

今後、地域のみなさんご協力により河川美化に努めていきたいと思っています。

Q 西川が汚れている。水害防止と環境美化のため、きれいにしたい。

A 西川の問題については、今、水利権等の様々な問題があり、根本的には分水の取り入れ口から、改良計画を立て

ないといつになっても、泥や水質の問題が解決できないということ、先般、県土木、農地、市町村長及び土地改良区等で構成される協議会をつくり、西川全線を見直すということになっていきます。

泥上げの問題については、その都度県にお願ひしています。根本的には、農業用水が不足しているため補給用水を上げるときに泥がつくのではないかと思われます。

そういった点も含めて、今後取り組んでいくことにしていますが、それまでの間は県にお願ひして悪い所は泥上げしてもらい、対応していく以外になかるうかと思っております。

Q 貝柄地区の消雪パイプの工事の予定は。

A 貝柄地区については、現在パイプ敷設の工事を一部発注している状況ですが消雪パイプ用の井戸が当初3か所の予定でしたが、実際に削井工事を行った結果、見込みよりも水量がなかったため、再度井戸施工を検討しています。

また、舗装がかなり痛んでいる部分について、オーバーレイ工事を予定していますので、こ

れらの作業が完了した段階で消雪パイプを施工します。12月末頃には、大体の完了を予定していますが、井戸等の問題もありますので極力雪が積もる前には完了させたいと考えています。

なお、コンクリートが乾くまでは、工事区間は車両通行止めとなりますが、個々の出入り等は確保する予定です。

Q 消火栓設置に対して、補助率を上げていただきたい。

A 町の補助金は原則2分の1を基本としており、私設消火栓の設置に対する補助についても、その設置費の2分の1以内としており、設置費はおよそ70万円程度で、補助限度額を35万円にしています。

この補助限度額は、平成11年度に引き上げたところであり、当面補助率を引き上げる考えはありません。

Q 消火栓のホースを更新していただきたい。

A ホースの更新につきましても、各地区の消防団から依頼がある都度順次更新しているところです。

7月1日にポイ捨てを禁止する環境美化条例が施行されたが、(新しく完成した水道記念公園にて)



町長と語る会の様子
(11月1日 福祉会館にて)

Q 用水に防護柵等の安全対策をお願いしたい。

A 用水への転落等の安全対策ですが、用水は、基本的に農業用水も兼ねており、今後泥上げや掃除になると、いろいろな問題が生じます。地元の水利管理者の考え方や方針があると思いますので、地元と協議した後対応したいと思います。

Q 道路に水が溜まる場所があり、凍結すると非常に危険である。是非直してもらいたい。

A 多少の水溜まりで舗装をかぶせると段差が高くなる、技術的にも直しにくいものです。

西川町全体を見直し、早急に補修を要する箇所を優先せざるを得ない状況ですし、決められた予算もありますので、多少ご不便もおかけしますが、ご理解いただきたいと思います。

Q 押付地区公園の街灯が夜10時までついている。短縮すれば費用削減になるのでは。

A 町内と検討した結果、9時にすることとしました。

た。

なお、今後については、タイムで時間設定が可能ですので、夏、冬の間で調整できますので、町内で話し合うこととしました。

また、ふれあい公園については、施設の利用者がいることから、従来どおり夜10時までの時間設定であります。

Q 調整池は、年1回草取りをやってもらっています。蚊や悪臭など酷い。できれば年2回、3回とお願ひしたい。

A 調整池の草取りについては、年1回実施していますが、町としても管理が追いつかない部分があります。

調整池の底地はコンクリートが張っており、草取りには鎌がなくとも、取ることができません。今後は、地域のみなさんからもご協力いただけるのか、相談させていたいただいて、より良い環境をつくっていききたいと思っております。

農

業

Q 減反の面積の割合は、国の方針どおりにやるのか。それとも町独自の方針を考えているのか。

A 正式には、生産調整の協議会で決定することになります。西川町の農地は全域が平坦地であり同じ条件にあることから、今までどおりの配分方法がいちばん平等ではないかと考えています。

Q これからの農業は、環境保全型農業だと思いますが、何を改めていこうと考えているのか。

A 環境保全型農業の方法には、農薬の使用を徐々に減らしていくとか、稲わら焼却をしないで「すきこみ」等で土に還元することなどいろいろあると思いますので、できることから取り組んでいくほかないと考えています。

Q 県の環境保全型農業を推進するため、来年度からトータルクリーン作戦の一貫と

して、農薬使用を減らす農家に補助金を交付する事業を行い、全県で農薬使用量30%削減を目指す方針と町の方針は食い違っているのではないかと。

A 航空防除については、共同防除を行うことにより、農家の費用・労働力負担を軽減しようとするものであり、実施するにあたっては、実施回数、使用農薬とも最小限で毎年計画書を策定し、県の指導と許可を受けて行っています。

県の方針は、将来的な目標として30%を削減するということであり、毎年県の指導、許可を受けていることから、食い違いはないと考えています。

Q 減反について、県へ農家の実態等代弁しているのか。

A 米の消費減少による需要調整のために生産調整が必要になっていくわけですが、町としても米にかわる大豆等の作付けに対してできる限りの助成を行っています。



鑑郷・升瀧小学校で行われている田植え。みんな、どろんこになって一生懸命、苗を植えていました。



しかし、稲作農家にとってこれ以上の生産調整は非常に厳しいという実態を、事あることに適地適作ということから県に対して強く要望しているところで

Q 今年は減反100%という数字は出てくると思いますが、地域間調整ということですが、お金で買った部分があるのではないかと。その財源と町の指導についてお聞きしたい。

A 地域間調整の取り組みは、一昨年も昨年も県から話がありました。町としては取り組まないということを進めてきました。

今年の地域間調整の取り組みは、J A主体で行い、J Aの方でお金の手当をしました。また、この生産調整につきましては、J Aや関係農業団体と協議を行い推進に努めています。

Q 農業所得がゼロに等しい現在、町の税収に何か影響があるのでしょうか。

A ここ数年、農業所得分の所得割額は100万円前後で、町民税に占める割合は約0.3%となっています。

農業所得は、その年の作柄や市場の影響を受けやすく、年々減少傾向ではありますが、町の税収の中では、極めてわずかな割合となっています。

したがって、農業所得の減少によって、町の事業に影響がでてくるということは、ほとんどありません。

Q 生産調整の説明は、納得いく、わかりやすい説明をお願いします。

A 毎年、2月上旬に役場、農協の担当職員が集落に出向きまして説明会を開いていますが、限られた時間の中で、できる限りわかりやすく説明をしたつもりですが、制度内容も複雑になってきている中で納得していただけなかったことがあったかもしれません。

今後は、より分かりやすい説明を皆さんにできるよう努力します。今までもご要望があれば、再度説明に伺っていますので、その時は呼んでいただきたいと思います。

保険・福祉

Q 介護保険の保険料は、各市町村によって異なるようですが、西川町は、どの程度の介護を受けられるのでしょうか。

A 介護保険は、認定された介護サービスは全国一律です。しかし、保険料は、それぞれの市町村ごとに住民が受ける介護の必要費用を国で定められた率を負担することとなっていますので、高齢者の人口や介護にかかる費用が多いとか少ない市町村によって異なることとなります。また、制度で決められたメニュー以上の介護サービスをそれぞれの市町村が上乘せすると、その上乘せした費用も保険料で賄うこととなり、各市町村で保険料が異なることとなります。

近隣においては、大体2、800円前後となっています。

Q 介護保険の保険料は、流動的なものでしょうか。それともある程度固定的なものでしょうか。

A 介護保険料については、3年間固定した金額となります。この金額の見直しは、各市町村の介護にかかる費用の増減などから、3年ごとに金額が見直されることとなっています。また、保険料は、5段階に設定されており、世帯の所得状況に応じて負担をもらう仕組みとなっています。西川町では、基準額が月額2、800円となっています。

なお、平成12年度の保険料については、特例措置として介護保険の始まった4月から9月までは一律全額免除となっており、10月からは本来の保険料の半額を納めてもらっています。この半額については、平成13年度の9月までとなっています。平成13年度の10月からは、本来の保険料を納めてもらうこととなります。



生き生きと話をするみなさん
(デイサービスセンター)

Q 老人世帯等の保険料を町が負担するという考えはあるのでしょうか。

A 保険料を町が負担するということは、町民税から出すこととなります。すなわち一定以上の所得のある人は、自分の介護保険料のほか、税金でも他人の保険料を負担することになったり、若い世代の負担もさらに増加することになります。

保険は困った時のためにお互いにお金を出し合おうという制度です。また介護保険料は、所得に応じて段階も分かれていますことから高齢者の方からも応分の負担をお願いしており、一律に減免をする考えはありません。

Q 西川荘の改築はいつころから始まっていつ頃できあがるのでしょうか。

A 西川荘については、平成13年度に始まって、社協センターの移転を先にした後に改築を行い、平成14年度中のできるだけ早い時期に完成させたいと考えています。

今後設計書が出来上がって、議会と協議して正式の図面を決め、予算措置ということになります。

ますが、平成13年度早々に進めていきたいと考えています。

Q 西川荘の駐車スペースは、また、部屋数は、

A 西川荘については、駐車場を60台計画しています。増築した新しい大広間を残して、後は改築を考えています。若い人も利用できるように配慮し、部屋数をほぼ同じくし、サロンの面積を大きくして全体的には大きな計画です。現在、実施設計で内部検討をしています。

Q 西川荘とだいの家の共通券等考えてはどうか。

A 西川荘の改築完成までに検討したいと思っています。

Q 新しい施設を作る時は、障害者や家族の意見も聞いていただきたい。

A 今後、施設を作るときは、希望に沿うようにしたいと思っています。

Q タクシー券の給付を受けていますが、車椅子の人が乗られるタクシーがないので、町で介護タクシーを補助し

ていただきたい。

A 障害者の方にタクシース券を配布し、生活の利便を図っていただいています。

車椅子の方が一人で利用できる介護タクシーを町からの補助金でタクシース会社が受け入れてくれるかどうかもありますので、検討していきたいと思えます。

Q 耳の不自由な方は、災害が起きたとき、放送が聞こえないのでファックスですぐに連絡してほしい。

A 聴覚障害者のみで生活され、ファックス以外では情報が入らない世帯には、災害時はもちろんのこといろいろな情報が直接届くように配慮をします。

Q 花見の里など、オンブズマン制度を活用できないのか。

A 花見の里は、郡北6力町村（西川町、旧黒崎町、渦東村、味方村、中之口村、月瀧村）で作ったものです。また、渦東村にある虹の里や旧黒崎町地内にある黒崎の里も同様です。この運営は、社会福祉法人

西蒲原郡郡北福祉会が行っています。また、この社会福祉法人は、郡北6力町村の人が理事や評議員となつて、実態に即して相談しながら運営を行っているものです。

従つて、オンブズマン制度は行われていないと思えますが、利用する人があつてのもので、皆さんの方から遠慮なくお話しただきたいと思えます。

なお、言いにくいということがあれば、保健福祉課にお話しただければ、取り次ぎます。意見があつたなら、どしどし言っていたとき、大いに利用していただきたいと思えます。

Q 子どもの予防接種は、集団接種となつていて。これを個別接種できるようにしていただきたい。

A 町では、感染症対策として予防接種法に基づいて、より良い状態でお子さんが予防接種を受けてもらえるように、集団接種と個別接種を併用して実施しています。個別接種については、集団接種ができなかつた方やアレルギー体質などのお子さんや転入により適切な時期に集団接種ができない場合などに利用してもらっています。



質問に答える町長（会場：商工会）

なお、接種体制の都合もあり、集団接種を基本と考えていますので、ご理解をお願いします。

Q 横断歩道など段差があるところは、バリアフリーといふことで整備していただきたい。

A 町の保健福祉計画の中にも、バリアフリーの促進を掲げており、逐次整備していく考えています。

今年度から学校町の竹園高校のグラウンドから県道までの区間の、歩道の段差解消を計画的に取り組んでいます。

国・県道に関しては、県等と協議し、具体化していきたいと考えています。

Q 乳幼児の医療補助や保育料は、県の基準でということですが、独自の基準で他町村と同じようにしてほしい。

A 乳児医療費の助成は、県の制度に基づき通院は1回530円（月4回）、2、120円程度）で入院は1日1、200円（食事療養費を除く）の自己負担となっています。

幼児医療費は、県内の3分の1くらい市町村が県の制度に基づき入院費のみの助成を実施

していますが、当町は平成11年4月に県制度に定めのある所得制限を撤廃しました。

郡内においては、入院費のみ助成ではなく、通院についても適用したり、年齢の範囲を拡大している町村もありますが、郡内の平均に持つて行くという考えですので、ご理解をお願いします。

Q 可燃ごみや不燃ごみの集収日を変更できないか。

A 家庭ごみの収集は、可燃ごみが週3回、プラスチック類が週1回、危険物が月2回、大型ごみ及び廃乾電池が月1回となつています。収集曜日については、町を一定の地域ごとに分けて曜日を設定しています。

今後、新しいごみ処理施設（鏡瀧清掃工場）の完成により、平成13年12月からリサイクルを含めて収集方法が変わりますので、収集曜日の設定を併せて検討したいと思えます。

西川中バスケットボール準優勝

西川町体育協会主催による近郷中学校球技大会が、西川中学校体育館などを会場に開催され、中学1、2年生のファイトあふれるプレーにより、体育館内は熱気と歓声に包まれました。
結果は次のとおりです。



第29回バスケットボール大会 (1月21日)

- 優勝 寄居中学校
- 準優勝 西川中学校
- 第3位 燕中学校
- 〃 黒崎中学校



第29回バレーボール大会 (1月8日)

- 優勝 中之口中学校
- 準優勝 岩室中学校
- 第3位 下山中学校
- 〃 弥彦中学校

文芸にゝかわ

俳句

息一つついて餅搗く老夫婦
餅搗きや昔をしのぶ杵の音
短日やとんぼ返りの旅惜しむ
新聞のチラシ高ばる師走かな
餅を焼くひととき童にかえりけり
餅を焼く膨らみ競う孫の声
遠き子の便り読みつづ餅を焼く
豊作を孫子に送る師走かな
甲辞読む声とならざる師走かな
冬至の夜つくづく嫌う己が性
口洩れる言葉老いめきそぞる寒
八十路へと峠をのぼる師走かな

森 武 吉川 志介 福島 阿支 笹川カツヨ 加藤 静江 多賀 也寿 渡辺 紅華 山際 伝市 星 良三 山田八千代 市橋 金吾 渡辺 湖生

短歌

二千一年春の日射して掛軸の鶴つき出
でていまし舞ふこと 朝妻 シン
あたらしき空に一連白鳥の鳴きつづゆ
くを眩しみて見る 市川 和子
代官所の在りしは遠しこの町の低き雁
木に歳あらたまる 中沢 トヨ
新年を電子メールで送り来し「春の海」
聞く携帯電話に 加藤トシ子
五人目に男の孫生れ我が家は喜びびみ
ちて新世紀明る 上山 恵子
雪椿こぼるるほどに紅増していつしか
実になる春待ちわびる 大野 友子
新春の陽光浴びつつ若者の躍動みゆる
箱根駅伝 青葉 香
蒲原の新春の川かや雪下から水の音す
る澄みて聞こゆる 桜 みなよ

グリーン購入法が制定

グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）が4月1日から施行されます。これは、リサイクル商品や省エネルギー商品など「地球環境への負担の少ないものを買うルール」を定めたものです。

買ひ物は、環境を考えて

グリーン購入のポイント

グリーン購入を実践する人を「グリーンコンシューマー（緑の消費者）」と言います。一人ひとりが環境に負担をかけない暮らしに心がければ、商品メーカーや販売店も、環境にやさしい企業に変わります。あなたの買ひ物が、社会を変えるのです。

環境汚染物質を減らす
フロンやダイオキシンなどを発生させない商品を選ぶ。
省資源・省エネルギー
資源とエネルギー消費の少ない商品を選び、むだなく使う。
持続可能範囲で資源採取
林業や漁業資源の採り過ぎや

自然生態系の破壊がないものを選ぶ。
長期間にわたって使用
家電品や家具、自動車などは修理や部品交換をして長く使う。
再使用する
びんビールやびん牛乳、シャンプーンやリンスなど繰り返し使ったり、詰め替えできる商品を選ぶ。

再生品の利用
文具や紙、衣服など再生資源が使われている商品を選ぶ。
リサイクルのしやすさ
資源回収ルートがあるもの、再利用しやすいものを選ぶ。
処理・処分しやすい
使い終わつた後で、燃やしても埋め立てても、安全で埋立地に負担のかからない商品を選ぶ。

グリーン購入情報（ホームページ）
商品情報等（グリーン購入ネットワーク）
<http://www.wnn.or.jp/wnn-eco/gpn/>
省エネ情報（（財）省エネルギーセンター）
<http://www.eccj.or.jp/>
問い合わせ
保健福祉課保健衛生係
（ 88 - 3111内線143）

<p>エコマーク</p>  <p>（財）日本環境協会が基準に基づき商品認定</p>	<p>非木材紙マーク</p>  <p>ケナフなどの非木材繊維を利用した紙製品</p>
<p>グリーンマーク</p>  <p>グリーンマーク トイレトペーパー、ノート、コピー用紙など古紙を再利用した製品</p>	<p>国際エネルギースターマーク</p>  <p>待機時消費電力を削減するための基準を満たした省エネ型OA製品</p>
<p>再生紙使用マーク</p>  <p>再生紙の印刷物に表示できるマークで、古紙の配分率を示す</p>	<p>大豆油インキ使用マーク</p>  <p>アメリカ大豆協会の規定をクリアしたインキを使用した印刷物</p>
<p>TREE FREE マーク</p>  <p>木材以外の原料を1割以上使用している紙製品を認定</p>	

地球の平均気温が上昇する「地球温暖化」が問題になっていきます。地球の温暖化は、二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの増大が大きな原因とされています。日本で現在排出されているCO₂の約半分が、私たちの家庭生活に関連して排出されているものです。生活が便利になる一方で、CO₂の増加にもつながっています。

このままCO₂の排出が続くと、海面の上昇や異常気象による災害、食糧不足が予想されます。

私たちが省エネルギーを心がけるといことは、CO₂の排出量を減らすことになり、地球温暖化の防止に役立つのです。

私たちの暮らしが地球を温めている



2月は省エネルギー月間

International Year of Volunteers

「21世紀最初の年をボランティア国際年に！」

国連の場での日本の提案に世界中が賛同し、2001年を「ボランティア国際年 (International Year Of Volunteers = IYV)」とすることが、国連総会で決まりました。

いま、身近な地域社会で、また国境を超えた国際舞台で取り込まれるさまざまなボランティア活動は、よりよい社会をつくるための大きな力となっています。ボランティア国際年は、こうしたボランティア活動を盛んにし、活動に参加しやすい環境づくりをするために、世界中で取り組むキャンペーンです。これを機に、ボランティアについて一緒に考えてみませんか。

2001年はボランティア国際年



どうやって始めたらいいのかな？

体験してみよう！

ボランティア講座に参加する

ボランティアセンターでは、ボランティア活動についてもっと勉強したり、活動に必要な技術を身につけたりするための、ボランティア講座や講習会を設けています。ボランティア活動を始める前に、ボランティア講座に参加するのもよいでしょう。

ボランティア団体などに問い合わせる

参加したい活動が決まったら、活動先に連絡を。自分の意向を説明し、相手が求めているボランティアや都合などを確認しましょう。

最初は、できることを無理のない範囲でやりましょう。無理をして自分が疲れたり、約束した活動ができなかったりすると、相手先にも迷惑をかけてしまいます。

まずは情報収集！

ボランティアセンターに問い合わせる

地域の社会福祉協議会やボランティアセンターは、ボランティアに関する総合的な情報センター。さまざまな情報を提供してくれるほか、ボランティアに関する相談や紹介もしてくれます。

新聞や雑誌などで情報をチェック

ボランティアセンターや社会福祉協議会で発行している情報誌や、自治体が発行する広報紙、新聞や地域のミニコミ誌などにも、ボランティアに関するお知らせやボランティア募集の記事が掲載されています。

インターネットで情報を検索

インターネットでも、ボランティアに関するさまざまな情報がキャッチできます。ここでは総合的な情報を提供している主なホームページを紹介します。

NTTハローネット・ぼらんていあ
<http://www.wnn.or.jp/wnn-v/>
NHKボランティアネット
<http://www.nhk.or.jp/nhkvnet/>

「ボランティア国際年」の問い合わせ先

2001年ボランティア国際年推進協議会 (IYVJ)
東京都渋谷区代々木神園町3-1 NYC内 日本青年奉仕会気付
03-5453-2001 ホームページ <http://www.iyvj2001.or.jp/>

ボランティア

人の輪が広がる。喜びの輪が広がる。



ハーティーくん
ボランティア国際年マスコットキャラクター

平成13年の区長さんを紹介

今年1年間、役場と町民の皆さんとのパイプ役として活躍して下さる区長さんを紹介します。どうぞ、よろしくお願いいたします。(敬称略)

町内名	平成13年区長名	町内名	平成13年区長名	町内名	平成13年区長名
押付	真島伸也	二番町	早川欣弥	中作	長谷川彦太郎
押付団地	酒井實	三番町	安部清	中村	森山邦衛
美里	酒井昭彦	四番町	大滝新一郎	三ツ屋	高橋英一
矢島	渡辺秀作	五番町	大本間隆三	下組	高橋高清
天竺堂	大滝和幸	六番町	本谷昭夫	升潟団地	長谷川雅一
真田	桑田稔	七番町	加藤英一	新田	山本保稔
榎島	内藤一郎	八番町	佐藤昭吾	大潟村	佐藤又一
榎島団地	伊藤是夫	九番町	石林勇平	浦関	山本征一
西汰上	樋浦宇一	東町	上原九二男	大岡	鈴木勝也
中山	岩崎雄四郎	朝日町	上原九二男	升岡団地	高田一也
下山	鈴木大策	千隈町	笹川一郎	川西	穂苅實男
川崎	渡辺準一	藤見町	傳川範雄	与兵衛野	笹川善一郎
川崎団地	坂上實一	大正通	大越一男	堀上	福田高明
平野	高橋惣一	旗屋	小林康一	貝柄	加藤清貴
鮎第一区	深川新三郎	松崎	小多賀昭一	三角野	八木澤昭一
鮎第二区	大沼武邦	六分	近藤一義	鮎農部	関道夫
鮎第三区	伊東俊英	見帯	高井久一	大字升潟	中村公
学校町	山田正明	善光寺	高鈴木一夫	西川第一産業センター	(中村鉄工所)
水道町	深川橋顯	山川組	鈴池田辰	西川第二産業センター	佐藤忠興
新栄町	高島山与志雄				(佐藤自動車修理工場)
一番町					

(榎島団地は4月に決まります)

兵籍簿等の提供について

県が保管している旧軍人軍属に関する軍歴などを一定の条件の下で提供(閲覧、コピーのお渡し)しています。

資料は、本人自身の経歴を後世に残したい、または死没された方の供養や慰霊に必要であるという場合に次の4種類をみることできます。

- 旧陸軍兵籍簿(戦時名簿)
- 陸海軍戦没者調査票
- 陸軍身上申告書
- 部隊行動略歴

ただし、提供する兵籍簿等は戦時中に作成されたもので、必ずしも資料が保管されているとは限りません。

その他詳細につきましては次にご連絡ください。
新潟県福祉保健部福祉課 援護恩給室

025 285 5511

(内線2634)

西川町役場保健福祉課
高齢者対策係

88 3111

(内線147)



2002 FIFA ワールドカップ 開催地住民向けチケット販売概要

- 1 「開催地住民販売」の対象者
申込日現在、新潟県に居住している方
- 2 「開催地住民販売用チケット申込ガイド」について（配布はお一人様1部限り）
配布開始 2月15日（木）～
配置場所
・新潟県庁広報展示室（1F） 企画調整部ワールドカップ推進室（6F）
・各財務事務所 ・西川町福祉会館
- 3 チケット申込受付について
申込受付期間 2月15日（木）～3月14日（水）（消印有効）
申込方法
「チケット申込ガイド」中綴じの専用申込用紙に必要事項を記入のうえ、同専用封筒にて郵送

- 4 抽 選
申込み多数の場合は、JAWOCでコンピュータによる無作為抽選を実施
- 5 当選通知
当選者には郵送にて抽選結果通知
- 6 新潟県試合開催日
平成14年6月1日（土）15：30～【ファーストラウンド】
平成14年6月3日（月）15：30～【ファーストラウンド】
平成14年6月15日（土）20：30～【セカンドラウンド/ラウンド16】
- 7 価格（新潟での試合分）

	ファーストラウンド	セカンドラウンド/ラウンド16
カテゴリー1（メイン、バック）	17,000円	26,000円
カテゴリー2（コーナー）	12,000円	20,000円
カテゴリー3（ゴール裏）	7,000円	12,000円

その他詳細については、「チケット申込ガイド」を良くお読みください。
「開催地住民販売」については、インターネットによるチケット申込受付はありません。

<お問い合わせ>
チケット申込全般について
：JAWOCチケットセンター
03-3287-1199（10：00～18：00/土日祝休）
：第一次販売チケットインフォメーション
0180-993-531（24時間テープ対応/携帯電話・PHS不可）
（ 「開催地住民販売用チケット申込ガイド」配布場所について）
（：新潟県ワールドカップ推進室 025-280-5277）

スプリングカップ ソフトバレー ボール大会

スプリングカップソフトバレーボール大会を開催します。チームを作って参加してください。
日時 2月25日（日）
午前8時40分開会式

会場 西川中学校体育館
参加資格 西川町ソフトバレーボール愛好者

チーム編成 一般の部と女子の部とする。（一般の部に女子の出場可）
1チーム、監督1名・マネージャー1名・選手12名、計14名以内で編成する。（監督は選手を兼ねることができ。）

試合方法 リンク方式とする。
参加費 1チーム2千円（当日徴収）
申込み 2月16日（金）までに公民館へどうぞ。
88 2 3 3 4

家族への思い

お父さん、お母さん、いつもいつもおこっ
てばかりだけど本当はぼくの事を考えてく
れてるんだよね。

曾根小学校 6年
遠藤 竜児

お母さん、かぜ気味だった時でもがんばっ
て家の事をしてくれるけど、たまには休んで
いてもいいよ。

鎧郷小学校 6年
佐藤あゆ美

この手紙は、本年度に西川町青少年問題協議会が募った「短い手紙」の作品です。

西川町役場 88-3111
 保健センター 88-5311
 公民館 88-2334
 ガス水道課 88-2144
 デイサービスセンター 88-5666
 在宅介護支援センター 88-5666
 テレホンガイド 88-6666
 教育相談(専用) 88-3031

新春町民 囲碁将棋大会 結果

公民館主催による町民囲碁将棋大会を、1月14日に開催しました。

あいにくの豪雪のなか、参加してくれた方たちは、23名と例年より少なめでしたが、盤に向かい熱い戦いが繰り広げられていました。

熱戦の結果は、次のとおりです。

囲碁の部

優勝 斎藤 幸英(東町)
 準優勝 南須原義雄(学校町)
 第三位 平沢 克己(押付)

将棋の部

(A級)

優勝 林 雪男(横島団地)
 準優勝 石橋 幸三(新栄町)
 第三位 加藤 哲夫(六分)

(B級)

優勝 田中 信男(上組)
 準優勝 安藤 末吉(旗屋)
 第三位 本間 喜一(見帯)

(少年の部)

優勝 二村 征樹(善光寺)
 準優勝 太田 公之(横島団地)
 (敬称略)

・元中国バドミントンナショナル

・中国福建省出身

曾 衛斌(ソ イイピン)氏

隆華トレーディング取締役

『隣の国 中国』

演題及び講師

参加費 無料

場所 升瀧小学校

日時 2月16日(金)
 午後2時20分～3時20分

たくさんの方のお待ちしています。

今回、升瀧小学校では、元中国バドミントンナショナルチームに所属していた方を招き、中国のことについて語ってもらいます。

2月期は、15日に各受給者の口座に振り込まれますのでお確かめください。

今期の支払いは、平成12年10月から平成13年1月までの4か月分です。

なお、途中で受給資格を取得された場合はその月の翌月分からとなり、途中で受給資格を喪失された場合はその月分までとなります。

お問い合わせ
 保健福祉課福祉係
 (88) 3111 内線142

お問い合わせは、公民館(88) 2334 または升瀧小学校(88) 2581へどうぞ。

2月は児童手当の支給月です

フリーフリー・テレフォン

新潟のご案内

「仕事と家庭を両立したい」「もっと安心して働きたい」という方に、育児・介護・家事サービスに関する情報を、無料で提供します。

〔連絡先〕
 025 243 2020
 月曜日(金曜日(祝日除く))
 9:30～16:30
 (財)21世紀職業財団新潟事務所

育児情報
 保育所、保育サポーター
 ベビーシッター、放課後児童クラブなど

家事代行情報
 家政婦紹介所
 家事代行サービスなど

介護情報
 看護婦家政婦紹介所、
 介護用品、福祉サービスなど

フリーフリー・テレフォン

新潟のご案内

2月の納税

納税する税目

固定資産税(第4期分)
 国民健康保険税(第11期分)
 介護保険料(第5期分)

納期限

2月28日(水)

・納期限までに忘れずに納税しましょう。

- ・窓口払いの方は、納税通知書をお持ちのうえ金融機関へ納めてください。
- ・口座振替の方は、お手数でも預金残高をお確かめください。
- ・口座振替日は2月28日です。振替できなかった方の再振替日は、郵便局の方3月12日(月)、その他の金融機関の方は、3月15日(木)となっています。
- ・口座振替のおすすめ
 納税は、便利で安全な口座振替をご利用ください。
 手続きは、金融機関の窓口で行ってください。

国民年金第3号被保険者の手続きを忘れていませんか

国民年金第3号被保険者は会社員や公務員に扶養されている配偶者が加入する制度です。

厚生年金保険や共済組合に加入している第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人は、第3号被保険者になります。

扶養の基準は、健康保険などで被扶養者と認定された人が該当します。本人の収入（年収130万円以上）がある場合は第3号被保険者に該当しません。第1号被保険者になり、国民年金保険料（月額13,300円）をかけなければなりません。

第3号被保険者は、自ら保険料をかける必要はありません。保険料は配偶者の加入する厚生年金保険や共済組合が拠出金を負担することになっておりま

す。第3号被保険者に該当したときは自分（又は家族）で町役場へ手続きしなくてはなりません。

届出の遅れが2年を超えた場合、その2年を超えた期間は、保険料を納めなかった（未納）期間になり、年金受給の際減額となります。

手続きに必要な書類は健康保険証

年金手帳

印鑑（ミトメ）

健康保険資格等取得（喪失）連絡票等

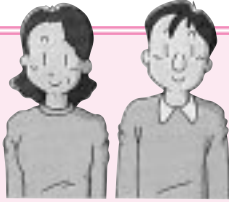
国民年金第1号被保険者

第2号被保険者とは

第1号被保険者

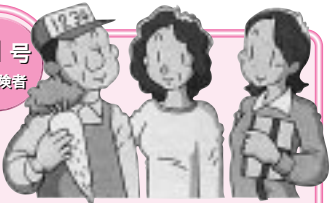
日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業や農業など

第3号被保険者



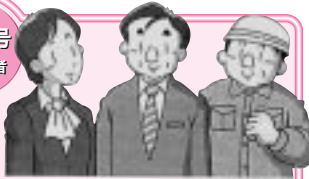
第2号被保険者に扶養されている配偶者（被扶養配偶者）

第1号被保険者



自営（自由）業者の方とその配偶者、20歳以上の学生、フリーターなど

第2号被保険者



厚生年金保険・共済組合の加入者

Q & A

第3号被保険者の届出はどうしたらよいですか？

Q 妻が会社を退職した場合

妻は会社員（55歳）で職場の社会保険、厚生年金に30年加入していましたが、都合により会社を退職しました。すぐにも再就職するつもりで職安へ通いましたが職がありませんので、失業保険をもらう手続きを

してきました。夫は会社員（58歳）で2人暮らしです。国民年金の加入手続きは必要でしょうか。

A 国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入し、国民年金保険料を納めなければなりません。

あなたの場合、会社を退職しましたが、まだ60歳未満ですので国民年金に加入しなければなりません。

夫は会社員で厚生年金に加入しており、あなたは現在、無職ですので国民年金被保険者になります。

失業保険の手続き中とのことですが、雇用保険給付額が月額3,611円以上の場合には夫の扶養にはなれず第1号被保険者となります。

いずれにしてもあなたの場合は国民年金第1号被保険者又は第3号被保険者の届出が必要です。町役場年金係で手続きをしてください。

「公的年金等の源泉徴収票」が送付されます

国民年金、厚生年金及び船員保険から支給される老齢年金を

受給しているみなさんに、社会保険庁から「公的年金等の源泉徴収票」が1月31日までに送付されています。

平成12年の1年間に支払われた年金の総額、源泉徴収税額、控除の内容等が記載されています。

老齢年金は、所得税法第35条の規定により、「雑所得」として取り扱われます。

源泉徴収される人は、原則として所得税の確定申告をする必要はないことになっていますが、年金以外に給与等の所得がある人が、確定申告をする必要があるときに、この「公的年金等の源泉徴収票」は添付書類として必要になります。

なお、老齢年金から所得税が源泉徴収されたか否かには関係なく、老齢年金を受給しているみなさん全員に「公的年金等の源泉徴収票」は送付されます。

国民年金の問い合わせ

役場住民課年金係

88 3111

三条社会保険事務所

0256 32 2239

へおたずねください。

おくやみ

氏名	年齢	死亡 月日	世帯主	町内名
真島 ヨシ	92	12/11	忠 夫	矢 島
八百板長次郎	91	12/14	本 人	鯿第二区
星 仁太郎	84	12/15	本 人	新 川
堀内 正雄	86	12/16	本 人	与兵衛野
石田 金吾	70	12/20	本 人	松 崎
小池 種雄	75	12/28	本 人	鯿第一区
多賀 ツヤ	73	12/28	正 雄	新栄町
神田 ハル	56	12/30	建	新 田
松原千代美	95	12/31	讓	桑 山
齋藤 正治	74	12/31	久 夫	槇島団地
多賀 ヨネ	87	1/6	徳 政	一番町
大竹 リヤ	79	1/8	本 人	大湯(花見の里)
山影 隆	55	1/10	本 人	槇島団地
川瀬 テイ	90	1/10	本 人	大湯(花見の里)
真田ハルノ	88	1/12	一 一	槇 島
伊丹 ソヨ	92	1/14	雄 一	鯿第二区
大瀧鯉喜彌	90	1/16	本 人	天竺堂
近藤 三司	83	1/16	本 人	鯿第一区

ごけっこん

氏名(旧 氏)	世帯主	町内名
多賀 裕樹 (中川)宏美	多賀 秋男	学校町
岩崎 巧 (柳杭田)純子	岩崎 均	中 島
近藤 賢司 (玉木)愛子	近藤 種夫	鯿第二区
坂口 隆 (平野)江理子	坂口 順一	見 帯
星野 健児 (佐野) 瞳	星野 藤夫	大 湯
田村 夏樹 (三浦)則子	田村 良晃	東 町
傳川 将成 (大越)洋美	傳川 浩	六 分
植木 和政 (小坂)早苗	植木 政市	見 帯

うぶごえ

氏 名	生月日	保護者名	町内名
島津 理沙	11/30	和 也	升湯団地
佐藤 大河	12/4	幸 一 六 分	
星野 蒼馬	12/7	修 也	鯿第三区
関川 寛人	12/9	仁	学 校 町
工藤 愛梨	12/20	ま り	学 校 町
田中 凧紗	12/22	周 則	升湯団地
笠井 聖洋	12/25	敏 夫	下 山
渡邊 響	12/26	政 博	善 光 寺
吉川 大地	12/27	匠	藤 見 町
岡村 彩奈	12/30	浩	下 山
中村日向子	12/31	光 秀	槇島団地
稲葉 優喜	1/3	政 喜	下 山
山下 瑠風	1/6	憲 一	川崎団地

町民のうごき欄に掲載を希望されない方は、戸籍窓口に届出の際にお申し出ください。

入札結果公表

(百万円以上)

入札日	工 事 名	場 所	工事費	工 期	業 者 名	入札日	工 事 名	場 所	工事費	工 期	業 者 名
11.24	町道第9-1号線消雪パイプ敷設(第2工区)工事	堀上 与兵衛野 地内	千円 5,565	12.11.24 13.3.3	深沢建設(株)	12.27	町道第924-1号線道路改良工事	第一産業 センター 地内	千円 9,345	12.12.27 13.3.26	(有)谷建設
11.24	消雪パイプ用点検・調整委託	鯿・曾根 升地 内	2,100	12.11.24 13.3.30	(株)加藤建設	12.27	町道第215号線防護柵設置工事	川崎団地 地内	1,627	12.12.27 13.3.6	遠藤建設(株)
11.30	町道第55号線道路改良工事	天竺堂 地内	42,000	12.11.30 13.3.20	遠藤建設(株)	12.27	第2処理分区接続点工事(補助第8工区)	川 崎 地 内	12,390	12.12.27 13.3.26	(株)水倉組 巻支店
11.30	町道第55号線道路改良舗装工事	天竺堂 地内	14,070	12.11.30 13.3.25	(株)水倉組 巻支店	12.27	第3処理分区接続点工事(補助第9工区)	鯿 地 内	7,875	12.12.27 13.3.26	(株)植木組 新潟支店
11.30	第3処理分区町道舗装復旧(補助第1工区)工事	鯿第三区 地内	3,465	12.11.30 12.12.29	世紀東急工業 (株)北陸支店 新潟営業所	12.27	第4処理分区接続点工事(補助第10工区)	東 地 町 内	15,750	12.12.27 13.3.26	(株)新潟廣瀬組
11.30	第3処理分区町道舗装復旧(単独第1工区)工事	鯿第三区 地内	1,260	12.11.30 12.12.29	世紀東急工業 (株)北陸支店 新潟営業所	12.27	第5処理分区接続点工事(補助第11工区)	東 地 町 内	35,700	12.12.27 13.3.26	丸運建設(株)
12.7	町道第721号線舗装新設工事	旗屋 六分 地内	1,050	12.12.7 13.2.4	(株)水倉組 巻支店	1.19	第3処理分区幹線管渠築造工事(補助第12工区)	学 校 町 地 内	22,890	13.1.19 13.3.26	(株)水倉組 巻支店

町民のうごき

町民のうごき欄は紙面の都合により、17ページに掲載しました。

住民課窓口からのお知らせ

毎月第4水曜日に住民票等交付窓口を午後7時まで延長しています。
(2月は28日です。)

取扱業務は、
戸籍謄・抄本 / 住民票 /
印鑑登録 / 印鑑証明 /
年金現況証明です。

どうぞご利用ください。



ごみ収集の休業日

2月17日(土)
ごみ収集は休みです。



子育てテレホンサービス

88 - 5560

今回の期間と内容は次のとおりです。
24時間いつでもご利用いただけます。

期間	内容
2月5日～ 2月18日	3歳児と運動遊び
2月19日～ 3月4日	他人の持ち物が良く見える

問い合わせは、曾根保育園(88-2112)までお願いします。

西川町の人口動向(12月末日現在)

男	6,122人	転入	19人
女	6,597人	転出	17人
計	12,719人	出生	5人
	(前月比±0)	死亡	7人

世帯数 3,443
(前月比+4)

わたしの作品



曾根小学校6年
広瀬 朋美さん
(鯿第三区)

【談】

私がこの絵でがんばった所は、本の文だけで、その場面を想像してえがく所です。私のえがいた場面は別れの場面です。その場面の文から、笑っている表情を想像して、ちょっぴり涙を流す所をがんばりました。

わが家の人気者



ポ
チ

シベリアンハスキー犬 ポチ 6才です。ぼくが多賀家に来たのは生後1ヶ月のときです。手の平に入る程小さく1週間生きられるか?家族みんなが心配してくれたそうです。今は体重45kgを過え体長も1mを過えて超大型犬に成長しました。朝は6時45分に新川の堤防へとでかけます。往復の道程10km。帰ってくると好物の牛乳とりんごが待っています。みんな友だちになってね。待っているよ.....。

多賀 七重さん(旗屋)

このコーナーに登場してくれるちびっこ・赤ちゃん・ペットを募集しています。企画課まで連絡してください。